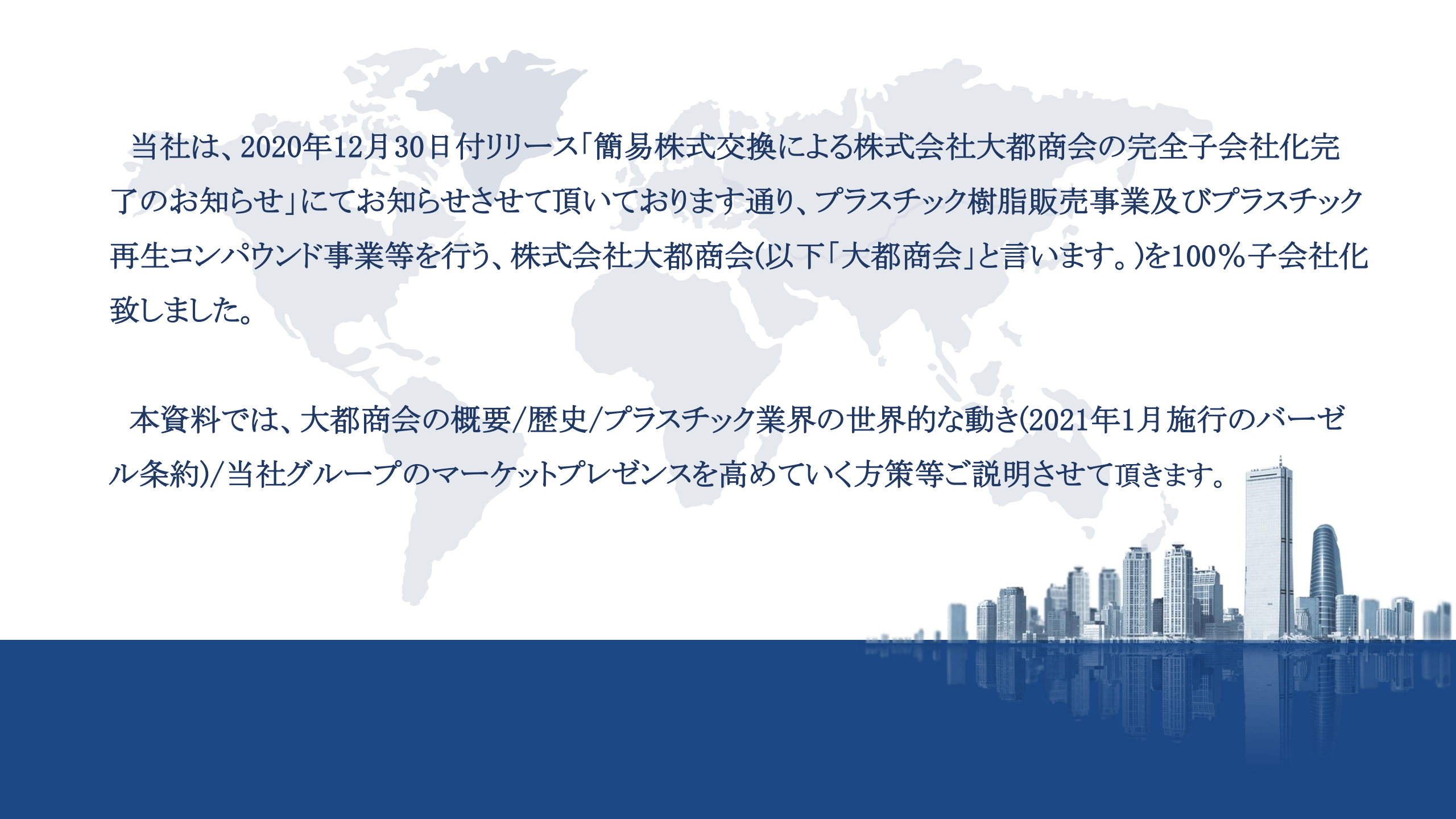


The background features a stylized world map in shades of blue and white, centered on the Atlantic Ocean. In the bottom right corner, there is a silhouette of a modern city skyline with several skyscrapers. The overall color scheme is a gradient of blues.

新都ホールディングス株式会社

株式会社 大都商会(100%子会社)のご紹介



当社は、2020年12月30日付リリース「簡易株式交換による株式会社大都商会の完全子会社化完了のお知らせ」にてお知らせさせて頂いております通り、プラスチック樹脂販売事業及びプラスチック再生コンパウンド事業等を行う、株式会社大都商会(以下「大都商会」と言います。)を100%子会社化致しました。

本資料では、大都商会の概要/歴史/プラスチック業界の世界的な動き(2021年1月施行のバーゼル条約)/当社グループのマーケットプレゼンスを高めていく方策等ご説明させていただきます。

目次

CONTENTS

① 大都商会概要

② 大都商会沿革

③ 大都商会工場紹介

④ 大都商会の今後

大都商会

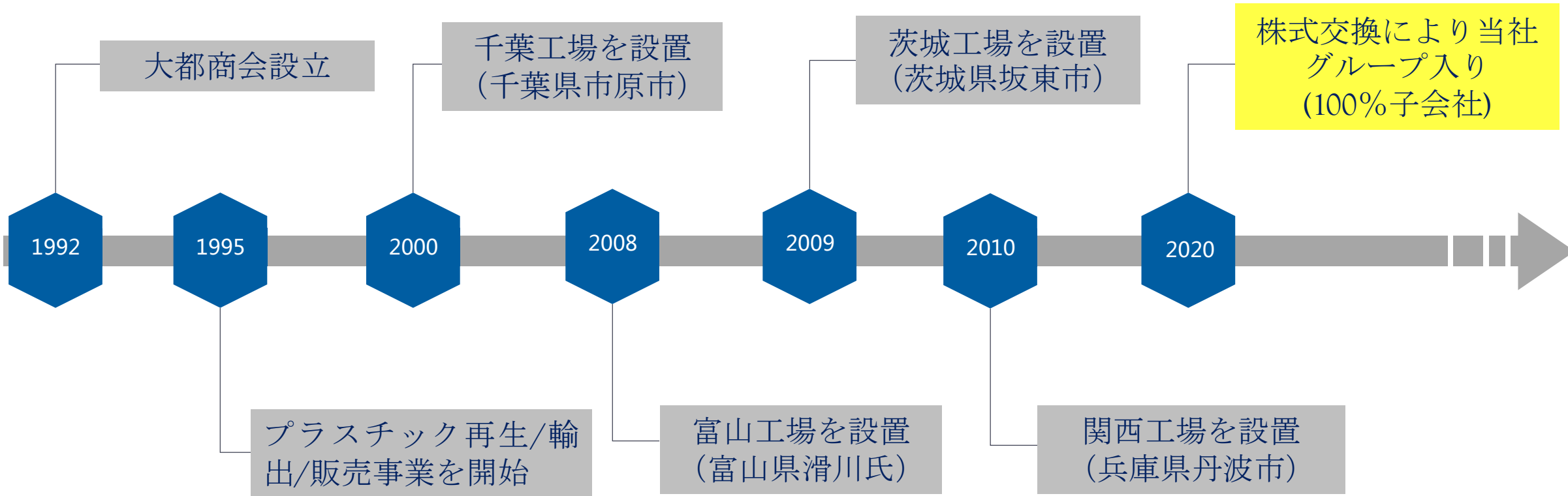
会 社 名	株式会社 大都商会			
設 立	1992年4月（創業29年）			
代 表 者	鄧 明輝（当社代表取締役兼務）			
事 業 内 容	プラスチック樹脂販売/プラスチック再生コンパウンド事業			
資 本 金 額	5,000万円			
財 務 概 要	決 算 期 / (単 位 : 千 円)	2 0 1 7 年 1 2 月 期	2 0 1 8 年 1 2 月 期	2 0 1 9 年 1 2 月 期
	純 資 産	172,927	202,869	206,363
	総 資 産	717,001	753,947	739,481
	1 株 あ た り 純 資 産 (円)	172.927	202.869	206.393
	売 上 高	330,682	343,498	343,239
	営 業 利 益	△30,833	1,481	△6,602
	経 常 利 益	△32,470	3,211	5,021
	当 期 純 利 益	△25,699	29,941	3,493
	1 株 あ た り 当 期 純 利 益 (円)	△25.69	29.94	3.49

大都商会は再生プラスチック業務一筋28年間、同業務に従事してきました。プラスチックごみを原料とした再生ビジネスでは、長年の経験と実績及びグローバルなネットワークを活かし、独立系としては業界のリーディングカンパニーに成長できたものと自負しています。

創業当初は、国内で発生するプラスチックごみを選別、再生可能なプラスチックごみを中国/東南アジアへ輸出する再生資源ビジネスを推進していましたが、環境政策の改定に伴い、プラスチックごみの輸出に制限が加えられるようになったことを契機に、国内工場でのペレット生産ラインを導入しペレット再生事業を開始。現在国内では4工場(千葉/茨城/富山/関西)を有しています。

また、国内の機械メーカーと協力し、日本の先端技術を取り入れた機械を導入、廃棄家電/パチンコ台などの再生処理事業への展開も検討しています。

◆ 大都商会の歴史



◆国内工場のご紹介

千葉工場

南関東地方の収集拠点



ストックヤードを完備。4 t ウイング車 1 台体制で自社便での引取りも対応。

ルーダー機 1 台、プレス機 1 台、再生ペレットの製造販売を生産能力 300 トン。加工を施し輸出を行います。

また、再生ペレットを製造し、国内販売も一部取扱っています。

茨城工場

北関東地方の収集拠点



ルーダー機 3 台、粉砕機 3 台、プレス機 1 台、生産能力 800 トン

再生ペレットの製造販売を取扱っています。

富山工場

北陸地方の収集拠点



4t ウイング車 1 台、プレス機 1 台、粉砕機 2 台、ルーダー機 2 台、洗浄機 1 台を設備、生産能力 600 トン

関西工場

関西地方の収集拠点



大型リサイクルライン導入
ルーダー機 1 台、粉砕機 2 台
溶接機 1 台

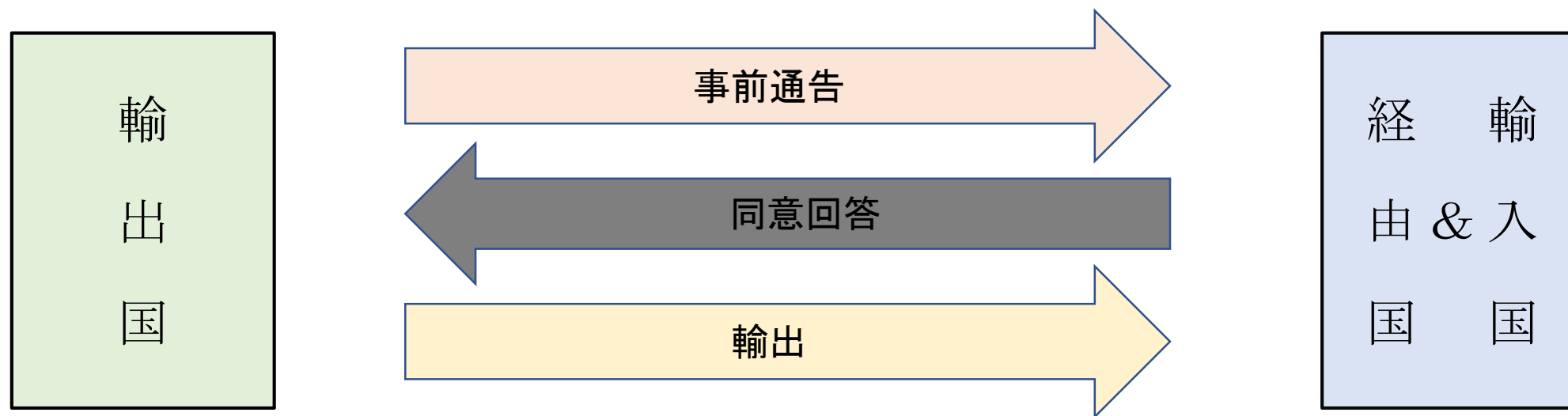
風機（プロアー）3 台
生産能力 400 トン

再生ペレットの製造販売も取扱っています。



◆プラスチック業界の世界的な動き～バーゼル条約規制～

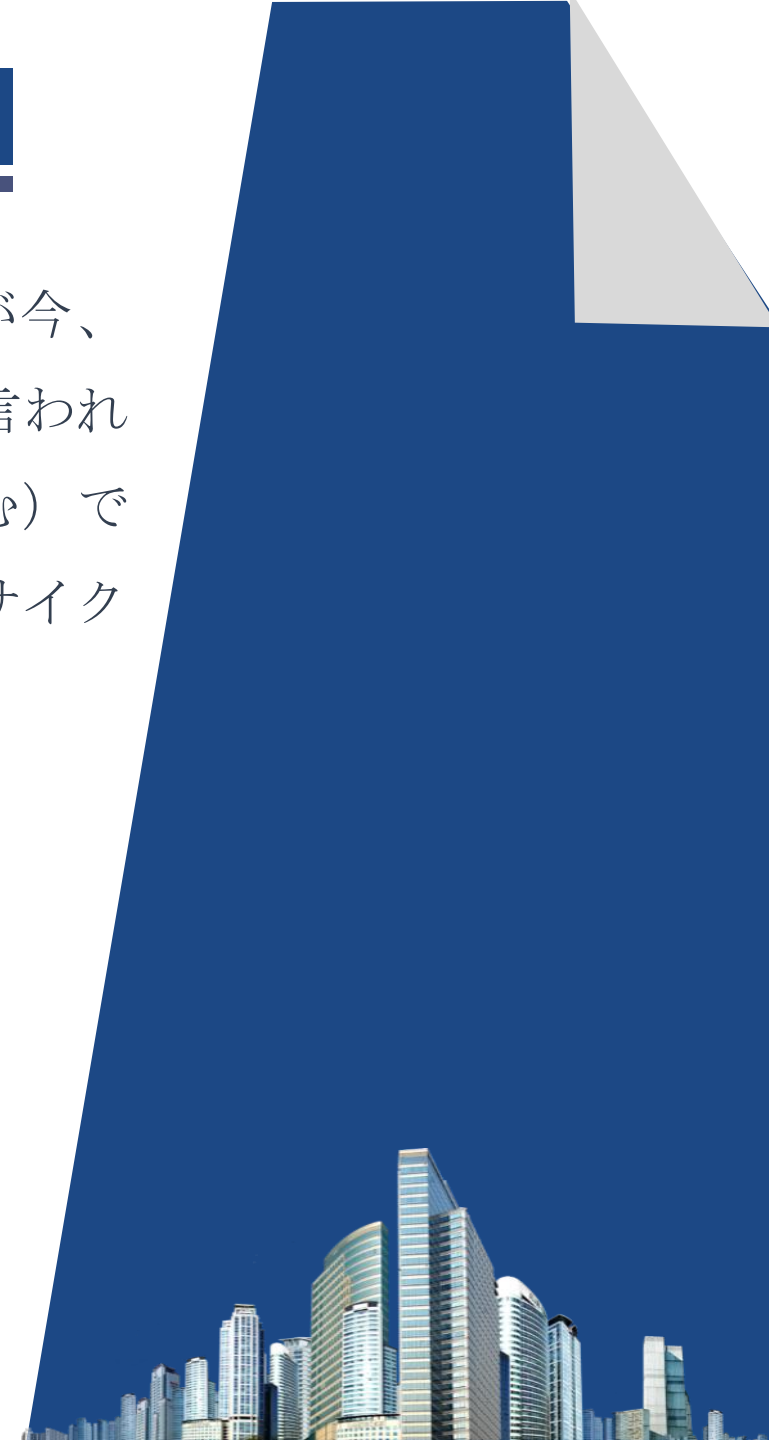
バーゼル条約第14回条約国会議（COPI4）で日本とノルウェーによる共同提案が採択され、リサイクル資源として扱われる汚れた廃プラがバーゼル条約の規制対象になることが決まりました。条約改正の発効は2021年1月です。汚れや他のごみの混入が「ほとんどない状態」のものを除いて、廃プラの輸出には輸入国政府の同意が義務付けられるので、汚れた廃プラ、未選別の廃プラを国外へ持ち出すことは実質上困難になります。日本が現在輸出している年間約100万トンが規制対象になることが確実視されています。



◆プラスチック業界の世界的な動き～大都商会の今後～

前述のバーゼル条約規制の施行に伴い、プラスチックのリサイクルが今、全世界の注目を集めています。日本においては、年間100万トンとも言われる国外輸出をしていた廃プラの50%以上が中国向け（香港経由も含む）でした。この内の約8割は事業系の廃プラとされており、マテリアルリサイクルに向いているものが約8割であると言い換えることができます。

大都商会は今後、日本国内において行き場を失った廃プラの仕入を強化し、大手機械メーカーとの協働を模索しながら、より一層クリーンなプラスチック再生を手掛け、深刻なプラスチック不足に陥る可能性のある中国及び東南アジア地域における約30年の実績とネットワークを駆使し、プラスチック材料需要をキャッチし続けることによって世界的なプラスチック再生業者となっていくことを目指します。



◆ Disclaimer

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述については、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、これらに関する内容には様々なリスクや不確実性を内包しております。また掲載された情報の正確性、適切性等について当社として約束する主旨のものではなく、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

本資料に関する問合せ窓口

社長室

問合せページ：<https://www.shintohtd.co.jp/>

